毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示
○福島県議会定例会を招集する件　五二
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件　五二
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件　五二
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件　五二
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件　五三

告示

福島県告示第七百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和八年十二月八日福島市に招集する。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内堀雅雄
（総務課）

福島県告示第七百十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年十一月十八日救急病院として認定した。

令和八年十一月二十四日

名称　済生会川俣病院
所在地　伊達郡川俣町大字鶴沢字川端二番地四
認定有効期限　令和一一年一一月一七日

福島県知事　内堀雅雄
（地域医療課）

福島県告示第七百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内堀雅雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ＩＣＨＩＩ，ＳロシナンテＭＡＲＫＥＴ鏡石店　福島県岩瀬郡鏡石町本町百七十九番二ほか
二　法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
意見なし
三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び桑折町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内堀雅雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ＩＣＨＩＩ，ＳロシナンテＭＡＲＫＥＴ桑折店　福島県伊達郡桑折町字東段四十五番二ほか
二　法第八条第一項の規定により桑折町から聴取した意見の概要
意見なし
三　法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八

年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
　クスリのアオキ白河久田野店　福島県白河市久田野城内七番一ほか
二　法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
　意見なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川郡石川町大字塩沢字禿山一四の二、字金堀一六の二
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川郡石川町大字塩沢字月ノ久保四七の一九、四七の二〇
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川郡石川町大字塩沢字月ノ久保四七の七（次の図に示す部分に限る。）
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川郡石川町大字曲木字戸ノ内一一四の一（次の図に示す部分に限る。）、一一四の二
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　石川郡石川町大字曲木字戸ノ内一四五
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

六
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字塩沢字二斗蒔八七の一、八七の二、八七の四
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

七
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字湯郷渡字湯坂一九一、一九二の一、一九三の一
2　保安林として指定された目的
水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

八
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字村松一九七の三
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

九
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字南山形字羽貫田二六九の一（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノ下一〇七の七、一〇七の八
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

十
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字南山形字羽入田一八九の七
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月二十四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一
1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字芦久保一九二〇、一九二一の一から一九二一の一七まで、一九二二から一九二四まで、字沖木沢一九三三の一、一九三三の一五、一九三三の二五、一九三三の二七、一九三三の五六から一九三三の七九まで、字宮ノ上二五四五の五、字芦久保口一八六七の一、一八六八、一八六九の一、字木滝一九一五の一、一九一五の二、一九一八の一、一九一八の二、一九一九
2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字塩ノ岐字入山二〇〇六の八（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
三　1　指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字荒島字岩高岩山四五七の一・字篭ノ山四五六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩高岩山四五七の四、字篭ノ山四五六の一二
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字福井字後山一九六四の一、一九六四の四、一九六四の一〇から一九六四の一四まで、一九六四の一八、一九六四の一九、一九六四の二一、一九六四の二三から一九六四の二五まで、一九六四の二七から一九六四の三四まで、一九六四の四〇から一九六四の四四まで、一九六四の一七四、一九六四の一七六、二〇二六
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字布沢字半底堂一九四三の九から一九四三の一一まで、一九四三の一三、字新林一九四八の二から一九四八の一二まで、字名高一九四九から一九五一まで、一九五四、一九五六の一、一九五八、一九六〇から一九六二まで、一九六四、一九七三の一、一九七三の二、一九七三の四、一九七三の五、一九七三の八、一九七三の九
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字梁取字庄右エ門林二二九〇の二、二二九〇の七から二二九〇の一七まで、二二九〇の一九から二二九〇の三九まで、二二九〇の四四、二二九〇の四六、二二九〇の四七、字井戸沢二二九五の一、二二九五の一四から二二九五の二七まで、二二九五の三〇、二二九五の三一、二二九五の三四、二二九五の三五、二二九五の三八から二二九五の七一まで、二二九五の八三から二二九五の一〇五まで
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷